資料３

広島市子ども施策総合計画の課題と対応の基本的方向性について

基本目標Ⅰ　すべての子どもたちが健やかに育つ環境をつくります

［重点施策］

1　子どもと親の健康づくりの推進
2　障害のある子どもに対する支援
3　子どもの遊び場と居場所づくりの推進
4　児童虐待防止対策の推進等
5　子どもの貧困の問題に対する総合的な施策の推進

基本目標Ⅱ　すべての子育て家庭を支える環境をつくります

［重点施策］

1　社会全体で子どもを育てる環境づくり
2　保育サービスの充実
3　就労環境の整備
4　子育て家庭に対する養育支援
5　ひとり親家庭への支援
6　子育て家庭の経済的負担の軽減
7　地域における子育て環境の充実

基本目標Ⅲ　豊かな教育環境をつくります

［重点施策］

1　知・徳・体の調和のとれた教育の推進
2　多様な教育の推進
3　いじめ、不登校、非行等対策の充実
4　青少年の健全育成等
5　安全・安心なまちづくり

基本目標Ⅳ　子どもが社会に参加するための環境をつくります

［重点施策］

1　子どもの権利を保障するための環境整備
2　子どもの社会参画の促進

第３回子ども・子育て会議において御意見をいただきます。

基本目標　Ⅰ　すべての子どもたちが健やかに育つ環境をつくります

重点施策　１．子どもと親への健康づくりの推進

課題	対応の基本的方向
	【母体や子育てに関する情報提供等】
○少子化等にともない、乳幼児を世話する経験がないままに親になる人も多く、子育ての知識・経験や子どもの成長・発達への理解が不足している状況があるため、妊娠前の早い時期から、子育てなどに関する情報提供等が必要である。	○思春期後の青年期の大学生や働く若者に対しても、妊娠、出産、子育て等について、情報提供等を行い、知識の普及啓発を図る。
○子育てに対する負担・不安を一人で抱え込む親や子育てに自信が持てない親が多いため、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて、情報提供、相談及び医療体制を充実させる必要がある。 ○安全な妊娠や出産のためには、妊娠中の栄養等についての知識の普及など、妊婦の健康管理を充実させる必要がある。	○母子健康手帳交付時に、妊娠中の健康管理や子育てに関する情報提供、相談等を行うことにより、不安感の解消を図る。 ○乳幼児健康診査等の周知及び未受診者への受診勧奨の強化により受診率を向上させるとともに、保育士や心理相談員等を配置し、疾病や障害の早期発見と適切な支援を図る。また、待合講座や個別相談などにより、子どもの発達や健康、不慮の事故の未然防止などの普及啓発を図る。
	【母子保健医療の充実】
○未成年者及び妊娠期の保護者の禁酒・禁煙や、子どものいる家庭における受動喫煙防止対策を推進する必要がある。	○未就学児や児童、保護者に対し、防煙紙芝居の読み聞かせやパンフレットを配布するとともに、未成年者に対して、飲酒・喫煙防止キャンペーンを実施するなど、喫煙や受動喫煙、飲酒の影響についての普及啓発を行う。
	【小児救急医療体制の維持・確保】
○小児救急医療体制については、全国的に小児科医が不足しており、体制の維持・確保が課題となっている。	○急病時の受診相談先など小児の急病時に役立つ情報の提供や、年末年始等における小児救急医療体制を確保する。 ○総合周産期母子医療センター等との役割分担と連携により、妊産婦や新生児が適切に医療を受けられる周産期医療体制の確保に努める。

基本目標　Ⅰ　すべての子どもたちが健やかに育つ環境をつくります

重点施策　１．子どもと親への健康づくりの推進

課題	対応の基本的方向
○朝食欠食等の食習慣の乱れや、食生活の変化が生じており、乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着等、食育の推進が求められている。 ○子どもの食環境を整備するためには、乳幼児期における食育の重要性について保護者の意識を高める必要がある。	**【食育の推進】** ○離乳食教室や食育教室、乳幼児健康診査等における食生活指導・栄養相談の実施により普及啓発を図る。 ○食を大切にし、食を楽しむ心を育てるため発達段階に応じた学習機会や情報の提供を行うとともに、正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着等に向けて、引き続き、家庭や地域と連携した取組を推進する。 ○保護者が食に興味や関心を持つことができるよう、保育園において保護者も含めた食に関する取り組みを実施する。

基本目標　Ⅰ　すべての子どもたちが健やかに育つ環境をつくります

重点施策　２．障害のある子どもに対する支援

課題	対応の基本的方向
○こども療育センターを中心とする専門機関において、障害の早期発見・診断から治療・療育に至る保健・医療・福祉サービスの充実に取り組む必要がある。 ○発達障害については新規相談件数等も増加していることなどから、支援を充実させる必要がある。	**【発達障害のある子どもへの支援の推進】** ○乳幼児健康診査において、保育士や心理相談員を配置するとともに、従事スタッフへの研修などにより、発達障害の早期発見と支援技術の向上を図る。また、適切な支援を行うために、こども療育センターや医療機関の連携の強化を図る。 ○相談支援事業所など相談支援体制の充実に努め、ニーズに応じた福祉サービスの提供につなげる。 **【専門機関における支援の充実】** ○こども療育センターにおいて速やかに診断し、適切な支援を行うため、専門スタッフの充実や療育の質の向上に取り組む。 ○児童相談所及びこども療育センターについては、相談体制の強化や障害児療育の充実などのソフト面の取組の充実強化と併せて、狭あい化、老朽化している施設の建替え整備を行う。
○障害のある子どもの家族に対する支援を充実させる必要がある。	**【障害のある子どもの家族への支援】** ○発達障害のある子ども（小学校１・２年生）の医療費補助により、障害のある子どもを持つ家庭に対する経済的負担を軽減する。 ○障害のある子どもの保護者が、用務や休養等により家庭での介護が一時的に困難となる場合に、短期入所や日中一時支援などの必要な支援を行う。 ○発達障害診断後の家族に対して、障害のある子どもの理解と対応等についての研修を行うとともに、同じ悩みを抱える家族同士の情報交換ができる場を提供する。
○保育園・幼稚園などの地域の身近な施設と専門機関とが連携を深め、一人一人に応じたきめ細かで、一貫した支援体制の充実が求められている。 ○障害のある子どもの放課後等における居場所の確保などに取り組む必要がある。	**【地域における支援の充実】** ○こども療育センターなどの専門機関と保育園、幼稚園、学校等との連携を深め、相談支援体制の充実を図る。 ○相談支援事業所の設置など相談支援体制の充実に努めるとともに、福祉サービスの基盤整備と質の向上、地域生活の支援、交流活動や放課後活動等の充実に努める。

基本目標　Ⅰ　すべての子どもたちが健やかに育つ環境をつくります

重点施策　２．障害のある子どもに対する支援

課題	対応の基本的方向
○保育園において、重度（医療行為が必要となる児童を含む）や発達障害のある児童の入園希望者が増加しているため、こうした状況に対応する保育士の専門性を高めていく必要がある。	**【障害児保育の充実】** ○研修などにより保育士の専門性を高め、障害児とその保護者に対して適切な支援を行う。
○特別支援教育については、平成 19 年の学校教育法の一部改正により、障害児教育の対象に知的な遅れのない発達障害がふくまれたことにより、これまで以上にきめ細かに対応していく必要がある。	**【特別支援教育の推進】** ○特別な教育的支援を必要とする子どもに対して適切な指導を行うための校内支援体制の充実を図る。 ○特別支援学校の専門性等を活用し、相談支援体制の充実に取り組む。
○障害のある子どもの就労に向けた支援を充実させる必要がある。	**【障害のある子どもの社会参加や職域の拡大に向けた取組の推進】** ○障害のある子どもの社会的自立に資するために、職場見学や職場実習の体験等を行うとともに、就労支援アドバイザー等を活用した就労に向けた取組を推進する。

基本目標　Ⅰ　すべての子どもたちが健やかに育つ環境をつくります

重点施策　３．子どもの遊び場と居場所づくりの推進

課題	対応の基本的方向
	【子どもの遊び環境及び居場所の充実】
○屋外で幼児及び小学校低学年児童が安心して遊べる場所が必要である。 ○公園・緑地は、遊び場、出会い・交流・コミュニティ形成の場として、子どもから高齢者まで広く利用されており、引き続き整備を推進する必要がある。	○ちびっこ広場の適切な整備・維持管理を行う。 ○公園については、公共施設の跡地利用など、原則、用地買収を伴わない整備に取り組むこととし、河岸緑地については、高潮対策事業により整備された河岸堤防を順次占用し整備を進める。
○放課後などに、子どもたちが安全・安心して過ごせる居場所の確保が必要である。	○児童館の整備を推進するとともに、学校施設等を活用し、地域団体の協力を得て、良質で安全な子どもたちの放課後等の居場所づくりに取り組む。
	【体験・交流活動に対する支援】
○社会体験、自然体験、生活体験など体験・交流を行える場やこれらの活動を支えるマンパワーを充実させる必要がある。	○自然に親しませる学習活動、野外活動等を実施するとともに、少年の育成にあたる指導者の研修により、体験・交流活動等を促進する。 ○地域住民等と連携・協力しながら、地域の身近な場所において自然に触れながら異年齢集団の中で遊ぶことができる場づくりを推進するなど、体験・交流活動の場の充実を図る。 ○広報・啓発等による担い手の掘り起こしや、専門的知識・技術を有するスタッフの派遣による支援及び運営ノウハウの提供などにより、体験・交流活動を支えるマンパワーの充実を図る。

基本目標　Ⅰ　すべての子どもたちが健やかに育つ環境をつくります

重点施策　４．児童虐待防止対策の推進等

課題	対応の基本的方向
○児童虐待は、発生予防のための取組を充実させるとともに、早期発見・早期対応、保護から支援に至るまでの切れ目ない総合的な取組を行う必要がある。 ○福祉、医療、保健、警察等の関係機関との連携を強化するとともに、地域社会全体で子どもを守る支援体制を構築する必要がある。	**【虐待の予防と早期発見・早期対応】** ○母子健康手帳交付時の保健指導や、子育ての負担が重いと考えられる妊産婦に対する保健師の家庭訪問等の支援を行うほか、乳幼児と保護者が気軽に集える常設オープンスペースを設置するなど、育児の孤立化防止を図るとともに、育児の不安や負担感の軽減を図る。 ○乳幼児健康診査の未受診者対策の充実や、親子教室や個別相談、養育支援訪問事業の充実など、子育ての負担が重いと考えられる家庭の把握と支援を行う。 ○小学生を対象とした「乳児とのふれあい体験」や、中・高校生を対象とした「思春期保健教室」に加え、青年期の若者に対する命の大切さに対する理解や、望まない妊娠を防ぐための取組の充実を検討する。 ○広島県と連携して、児童虐待防止推進月間（11 月）を中心に「子ども虐待防止オレンジリボン運動」を推進するほか、子育て支援に関する情報を網羅した冊子を作成・配布するなど、広報・普及啓発を行う。 ○要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等に関する情報の共有化を図るとともに、要保護児童等の早期発見と適切な保護及び支援に取り組む。 ○児童相談所における夜間・休日電話相談の実施や、顧問弁護士による一時保護や施設入所措置に係る助言などにより、児童虐待通告・相談への早期対応に取り組む。 ○身近な相談等の窓口である区役所こども家庭相談コーナーの拡大を検討するとともに、児童相談所の体制の充実に努める。 **【虐待を受けた子ども等への支援の充実】** ○臨床心理士によるカウンセリングなどにより、施設入所等で分離した後の子どもや保護者に対する支援を行う。 ○要保護児童対策地域協議会の活用等により、福祉、医療、保健、警察等の関係機関との連携を強化し、適切な支援を行う。

基本目標　Ⅰ　すべての子どもたちが健やかに育つ環境をつくります

重点施策　４．児童虐待防止対策の推進等

課題	対応の基本的方向
○家庭環境に恵まれない子ども等が、大人との適切な愛着形成を築くため、できる限り家庭的な環境の下で社会的養護を行うとともに、施設等における児童の健全な育成と社会的自立を支援する必要がある。 ○児童が施設等から家庭に戻った後の見守り等の支援を充実させる必要がある。	**【社会的養護体制の充実】** ○施設におけるケアの小規模化、里親制度の広報啓発や里親への支援体制の充実による里親委託の増加、ファミリ―ホームの設置を推進する。 ○施設における職員配置を充実させ、施設に入所している被虐待児や障害児等に対するケアの充実を図るとともに、職員の資質の向上等を通じ、施設内における児童の健全な育成を図る。 ○施設において、学習支援の充実、就職に有利な資格取得の促進、施設退所後の児童の居場所づくりや就労継続のための相談に応じるアフターケアを推進するほか、自立援助ホームの設置を推進し、施設退所児童等の社会的自立を支援する。 ○施設や児童相談所における家族再統合への支援を強化するとともに、区役所を含めた見守り体制構築等の関係機関における連携強化により、施設退所後の児童の安全・安心を図る。

基本目標　Ⅰ　すべての子どもたちが健やかに育つ環境をつくります

重点施策　５．子どもの貧困の問題に対する総合的な施策の推進

課題	対応の基本的方向
○子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を推進する必要がある。 ○ひとり親家庭の置かれた厳しい雇用・経済状況を背景として、平成 22 年国民生活基礎調査によると、「子どもの貧困率」15.7%であるが、「大人が一人」の「子どもがいる現役世帯」の相対的貧困率は50.8%となっている。こういった指標が示している子どもの貧困に対応するためにも、ひとり親家庭支援施策の強化が求められている。	**【生活支援の充実】** ○生活保護受給世帯の小学校４年生から中学校３年生までの子どもを対象に、学習支援会を開催し、子どもの基礎学力の定着と全日制高校進学に向けた支援を行う。 ○経済的に不安定なひとり親家庭の子どもが、学習や進学の意欲が低下したり、充分な教育が受けられず将来に不利益な影響を受けることのないよう、学習支援を行うことを検討する。 ○ひとり親世帯、多子世帯に対して、市営住宅入居抽選時の優遇措置を実施する。 **【経済的支援の充実】** ○保育料や授業料の減免などにより、経済的な支援を行う。 **【就労支援の充実】** ○各区に設置している就労支援窓口において、求職活動中の相談者に対して、福祉と雇用に関する支援を行い自立を促進する。 ○ひとり親のニーズに応じた就労に向けた相談・支援、仕事と子育てや家事の両立への支援の充実を図る。